

自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト

I. 経営陣による自己資本管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことをいう。
- ・ 金融機関における自己資本管理態勢の整備・確立により、自己資本比率に加え、当該金融機関の直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保することは、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- ・ 自己資本管理態勢については、経営方針等によってその管理方法は様々である。例えば、資本計画等の立案・実行、自己資本充実度の評価、自己資本比率の算定、資本配賦運営等、役割が多岐にわたることから、複数の方針・内部規程が策定され、複数の部門が役割を分担している場合や、統合的リスク管理部門が自己資本管理の役割も担っている場合もある。本マニュアルは、自己資本管理の役割を担う独立した部門の整備を求めるものではなく、上記のように、複数の部門が、複数の方針・内部規程に従って自己資本管理業務を行うことを否定するものではない。

複数の部門が自己資本管理業務を連携して行っている場合には、それぞれの方針・内部規程及び部門の役割が統合的であり、それぞれの自己資本管理プロセスが有機的に機能しているかを検証する。また、統合的リスク管理部門が自己資本充実度評価の役割を担っている場合は、自己資本管理態勢の自己資本充実度評価の検証項目と統合的リスク管理態勢の検証項目を一体として検証し、自己資本充実に関する問題点は自己資本管理態勢の問題点として検証する。
- ・ 検査官は、金融機関が採用している自己資本充実度の評価方法の複雑さ及び高度化の水準に見合った適切な自己資本管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。なお、金融機関が採用すべき自己資本充実度の評価方法の種類や水準は、金融機関の経営方針等、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度な自己資本充実度の評価方法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。
- ・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、自己資本管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをI.のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ II.以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI.のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。

- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否かを確認する。

1. 方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、自己資本管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、自己資本管理を重視しているか。特に担当取締役は、自己資本充実度の評価・モニタリング・コントロール等の手法及び自己資本管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該金融機関の自己資本管理の状況を的確に認識し、適正な自己資本管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は自己資本充実度の評価方法の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

②【自己資本管理方針の整備・周知】

取締役会は、自己資本管理に関する方針（以下「自己資本管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか¹。

- ・ 自己資本管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 十分な自己資本を維持するための基本方針
- ・ 自己資本管理に関する部門（以下「自己資本管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ 自己資本対比でのリスク許容度に関する方針
- ・ 自己資本充実度の評価における自己資本及びリスクの定義
- ・ 自己資本充実度の評価、モニタリング及びコントロールに関する方針
- ・ 自己資本比率の算定に関する方針
- ・ 資本配賦運営に関する方針（資本配賦運営を行っている場合）

③【経営計画の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、経営計画を策定し、組織全体に周知させているか。経営計画の策定に当たっては、現在及び将来において必要となる自己資本の額を戦略目標と関連付けて分析し、戦略目標に照らして望ましい自己資本水準、必要となる資本調達額、適切な資本調達方法等を踏まえているか。また、自己資本水準の目標については、リスク・プロファイル及び業務を取り巻く状況との整合性を確保しているか。

¹ 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な自己資本管理方針を策定する必要はなく、自己資本管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針及び経営計画において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

④【資本計画等の整備】

取締役会は、経営計画、金融機関全体の戦略目標、各部門の戦略目標及び自己資本管理方針に則り、適切な自己資本水準の目標を達成するための資本計画等を策定しているか。資本配賦運営を行っている場合は、リスクに配賦する資本（以下「リスク資本」という。）の算定根拠と各リスク資本枠について、明確に記載されているか。

⑤【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、自己資本管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、自己資本管理方針に則り、自己資本管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「自己資本管理規程」という。）を自己資本管理部門の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、関係する職員に周知させているか。取締役会等は、自己資本管理規程についてリーガル・チェック等を経て、自己資本管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【自己資本充実度の評価における自己資本の定義】

取締役会等は、自己資本充実度の評価において、評価の基準となる自己資本の定義を明確に定めているか。自己資本が潜在損失への備えであることを踏まえ、自己資本充実度の評価に用いる自己資本の定義と、経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性を確保しているか。また、自己資本充実度を評価するための自己資本と、自己資本比率規制上の自己資本等との関係に照らし、定義の決定根拠を明確にしているか。

③【自己資本管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に則り、自己資本管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。²
- (ii) 取締役会は、自己資本管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- (iii) 取締役会等は、自己資本管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有す

² 自己資本管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、自己資本管理に関する諸機能が複数の異なる管理部門で分担されている場合のほか、他の業務と兼任する部署(統合的リスク管理部門等)が自己資本管理を担当する場合や、部門や部署ではなくある責任者が自己資本管理を担当する場合等）には、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

る人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。³

(iv) 取締役会等は、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行う自己資本管理部門については、営業推進部門等からの独立性を確保し、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

④【情報開示】

取締役会等は、法令等に定める自己資本の充実の状況に関する情報開示について、その趣旨を十分踏まえ、適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。

⑤【取締役会及び取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会及び取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。報告内容については、例えば、以下の項目について、適切に評価・判断できる事項となっているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

- ・ 主要なリスクの水準・傾向及びそれらが自己資本へ与える影響
- ・ 自己資本充実度の評価方法（自己資本の定義、管理対象とするリスクの決定及びリスク評価方法を含む。）の妥当性
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロフィールに照らした自己資本の充実の状況
- ・ 自己資本水準の目標とリスク・プロフィール及び業務を取り巻く状況についての整合性
- ・ 資本計画等の見直しの必要性

⑥【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁴

⑦【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門に、自己資本管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁵例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- ・ 自己資本管理態勢の整備状況

³ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

⁴ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

⁵ 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

- ・ 「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 19 号。以下「告示」という。）及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえた自己資本規制上の自己資本の適格性
- ・ 自己資本管理方針、自己資本管理規程等の遵守状況
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロフィールに見合った自己資本充実度の評価プロセスの適切性
- ・ 自己資本充実度の評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性
- ・ 自己資本充実度の評価方法（手法、前提条件等）の妥当性
- ・ 自己資本充実度の評価で利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
- ・ 自己資本比率の算定プロセスの適切性
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関わる改善状況

⑧【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、自己資本管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

①【自己資本管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての自己資本管理の状況に関する情報に基づき、自己資本管理の状況を的確に分析し、自己資本管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、自己資本管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、自己資本管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

Ⅱ. 管理者による自己資本管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、管理者及び自己資本管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ Ⅱ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否かを確認する。

1. 管理者の役割・責任

①【自己資本管理規程の整備・周知】

管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイル並びに自己資本管理手法を十分に理解し、経営計画、資本計画等及び自己資本管理方針に沿って、自己資本充実度の評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいた自己資本管理規程を策定しているか。自己資本管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、関係する職員に周知されているか。

②【自己資本管理規程の内容】

自己資本管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。⁶

- ・ 自己資本管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- ・ リスク資本枠の設定に関する取決め（資本配賦運営を行っている場合）
- ・ 自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクの特定及びリスク評価方法に関する取決め
- ・ 自己資本充実度の評価方法に関する取決め
- ・ 自己資本充実度のモニタリング方法に関する取決め
- ・ 自己資本充実度の評価方法の定期的な検証に関する取決め
- ・ 自己資本比率の算定プロセスに関する取決め

⁶ 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な自己資本管理規程を策定する必要はなく、自己資本管理を行う複数の部門等において定められる複数の内部規程において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

- ・ 新規商品等⁷の自己資本配賦に関する取決め（資本配賦運営を行っている場合）
- ・ 取締役会及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【管理者による組織体制の整備】

- (i) 管理者は、経営計画、資本計画等、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に基づき、適切な自己資本管理を行うため、自己資本管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- (ii) 管理者は、リスク・プロファイルに見合った適切な自己資本管理を行う観点から、取得すべき情報を特定し、当該情報を保有する部門から定期的に又は必要に応じて随時、報告を受ける態勢を整備しているか。例えば、以下の項目については、適時適切に報告を受けているか。
- ・ リスクの状況
 - ・ リスク限度枠の遵守状況・使用状況
 - ・ リスク資本枠の遵守状況・使用状況（資本配賦運営を行っている場合）
 - ・ 収益の状況
 - ・ リスク評価方法（評価・計測手法、前提条件等）の妥当性
- (iii) 管理者は、自己資本比率を正確に算定する上で、プロセスを明確化した手順書を定め、正確な元データを入手し、算定する態勢を整備しているか。
- (iv) 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い自己資本充実度評価システム及び自己資本比率算定システム⁸を整備しているか。
- (v) 管理者は、自己資本管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- (vi) 管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

④【自己資本管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に自己資本管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、自己資本管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて自己資本管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 自己資本管理部門の役割・責任

(1) 自己資本充実に関する施策の実施

①【自己資本充実に関する施策の実施及びモニタリング】

- (i) 自己資本管理部門は、経営計画、資本計画等に基づき、自己資本充実に関する施

⁷ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ. 3. ④を参照。

⁸ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。

策を円滑に実行しているか。

- (ii) 自己資本管理部門は、自己資本充実に関する施策の円滑な実行の観点から、経済循環を含む外部環境の変化について、モニタリングしているか。

②【自己資本の水準の維持】

- (i) 自己資本管理部門は、内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）及び外部環境（経済循環、市場等）の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングの結果を踏まえ、自己資本の水準の維持のための十分な分析・検討を行っているか。

- (ii) 自己資本管理部門は、自己資本の充実度が不十分となる場合を想定して、自己資本増強等の実行可能な対応策を分析・検討しているか。特に、風評リスクの顕在化等により、通常よりも資本調達が困難となる可能性も踏まえて、検討しているか。

(2) 自己資本充実度の評価

①【自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクの特定】

- (i) 自己資本管理部門が独自にリスクを特定している場合、自己資本管理部門は、直面するリスクをカテゴリー毎に網羅的に洗い出し、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクを特定しているか。洗い出しの際、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスク・カテゴリーの網羅性に加え、海外拠点、連結対象子会社、業務委託先等の業務範囲の網羅性も確保しているか。

- (ii) 自己資本管理部門は、与信集中リスク及び銀行勘定の金利リスクを自己資本充実度の評価における管理対象とし、また、自己資本比率の算定において対象としていないリスクについても管理対象とすべきかを検討しているか。自己資本充実度の評価において管理対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか。

②【自己資本充実度の評価におけるリスク評価方法】

自己資本管理部門が独自にリスクを評価している場合、自己資本管理部門は、当該金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク評価方法を用い、適切に自己資本充実度におけるリスク評価を行っているか。なお、評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討しているか。例えば、以下の項目について検討しているか。

- ・ 銀行勘定の金利リスク計測におけるコア預金の取扱い及び資産・負債のオプション性リスク（期限前解約リスク・期限前償還リスク等の非線形リスク）等の計測手法は適切なものとなっているか。
- ・ リスク量をシナリオ法で計測している場合、採用するシナリオは適切なものとなっているか。

- ・ リスク量を統一的な尺度の1つである VaR で計測している場合、計測手法・保有期間・信頼水準等は戦略目標やリスク・プロファイルに応じて適切なものとなっているか。
- ・ 統合リスク計測手法を用いている場合、各種リスク計測手法間の整合性は確保され、各リスクを加算する手法は妥当なものとなっているか。

③【自己資本充実度の評価】

自己資本管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な自己資本充実度の評価を行っているか。例えば、以下の項目を踏まえているか。

- ・ 自己資本の質は自己資本充実度の評価に適したものとなっているか。
- ・ 自己資本充実度の評価方法及びリスク評価方法は、妥当なものとなっているか。
- ・ リスク評価方法の限界及び弱点を考慮しているか。
- ・ 適切なストレス・シナリオを複数作成し、自己資本及びリスクへの影響度を分析し、自己資本充実度の評価を行っているか。それらのストレス・シナリオは自己資本充実度に大きな影響を与える主要なリスクを考慮しているか。
- ・ 中長期的な視点で、自己資本充実度の評価を行っているか。
- ・ 期待損失に対する貸倒引当金の過不足を考慮しているか。
- ・ 損失が顕在化している場合は、自己資本充実度評価の際にその損失を考慮しているか。
- ・ 収益が低下することによって、損失が見込まれる場合は、収益の変動リスクについて考慮しているか。

(3) モニタリング

①【自己資本の充実の状況のモニタリング】

自己資本管理部門は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に基づき、当該金融機関の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境（経済循環、市場等）の状況に照らし、自己資本の充実の状況を適切な頻度でモニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

②【取締役会等への報告】

自己資本管理部門は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に基づき、自己資本管理の状況及び自己資本の充実の状況に関して、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、報告しているか。

③【関連部門への還元】

自己資本管理部門は、必要に応じて、関連部門に対し、自己資本充実度の状況について評価し、分析・検討した結果等を還元しているか。

(4) コントロール

①【管理不可能なリスクが存在する場合の対応】

自己資本管理部門は、自己資本充実の観点から、自己資本充実度の評価において管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会及び取締役会等に報告しているか。

②【自己資本の充実度が十分でない場合の対応】

自己資本管理部門は、自己資本の充実度が十分でない場合、速やかに、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、取締役が今後の具体的対応について意思決定できる情報を取締役会及び取締役会等に報告しているか。

(5) 【検証・見直し】

①【自己資本充実度評価方法の検証・見直し】

自己資本管理部門は、内部環境及び外部環境の変化並びに自己資本充実度評価方法の限界及び弱点を把握し、金融機関全体の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な自己資本充実度の評価方法であるかを定期的に検証し、見直しを行い、又は取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を報告しているか。例えば、以下の項目について検証し、見直しているか。

- ・ 自己資本充実度の評価における自己資本の定義と、経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性及び定義の決定根拠の妥当性
- ・ 自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクの特定の妥当性
- ・ 自己資本充実度の評価におけるリスク評価方法（評価・計測手法、前提条件等）の妥当性
- ・ 自己資本充実度の評価方法の妥当性
- ・ 自己資本充実度の評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性

Ⅲ. 個別の問題

【検証ポイント】

- 金融機関経営の健全性を判断する基準として、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準が、銀行法第14条の2に規定されている。また、必要に応じて金融機関の経営の早期是正を促すよう、是正措置命令を迅速かつ適切に発動する基準が定められているところである。加えて、国際統一基準適用金融機関に対しては、資本バッファ比率に基づく区分及びそれに応じた社外流出制限措置命令を迅速かつ適切に発動する基準が定められているところである。
- 本章においては、自己資本比率について、告示等の定めるところにより、正確に算出されているかを検査官が検証するためのチェック項目を記載している。なお、本チェック項目により具体的事例を検証する際には、関係法令、監督指針等を踏まえる必要があることに留意する。
- Ⅲ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否かを確認する。

1. 自己資本比率の算定の正確性

①【自己資本比率の算式】

自己資本比率は、国際統一基準適用金融機関にあつては告示第2条及び第2条の2又は第14条及び第14条の2、国内基準適用金融機関にあつては告示第25条又は第37条の定めに従って算出されているか。(ただし、国内基準適用金融機関については、告示第27条又は第39条の定めに従って、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。)

②【連結の範囲】

連結の範囲は、国際統一基準適用金融機関にあつては告示第3条、国内基準適用金融機関にあつては告示第26条の定めに従っているか。

③【自己資本の額】

(i) 国際統一基準適用金融機関

- イ. 自己資本の普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目及び調整項目の額にあつては、告示第5条又は第17条、資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額にあつては、告示第7条の2又は第19条の2の定めに従って算出されているか。
- ロ. 自己資本のその他Tier 1資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第6条又は第18条の定めに従って算出されているか。

ハ. 自己資本のTier 2 資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第 7 条又は第 19 条の定めに従って算出されているか。

ニ. 調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額は、告示第 8 条又は第 20 条の定めに従って算出されているか。

ホ. 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。

- ・ 「普通株式」は、告示第 5 条第 3 項又は第 17 条第 3 項に掲げる要件の全てを満たしているか。
- ・ 「特別目的会社等の発行するその他 Tier 1 資本調達手段の額」は、告示第 6 条第 3 項又は第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを満たしているか。
- ・ 「その他 Tier 1 資本調達手段」は、告示第 6 条第 4 項又は第 18 条第 4 項に掲げる要件の全てを満たしているか。
- ・ 「特別目的会社等の発行する Tier 2 資本調達手段の額」は、告示第 7 条第 3 項又は第 19 条第 3 項に掲げる要件の全てを満たしているか。
- ・ 「Tier 2 資本調達手段」は、告示第 7 条第 4 項又は第 19 条第 4 項に掲げる要件の全てを満たしているか。
- ・ 純資産の部に計上される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第 66 号）等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。
- ・ 退職給付に係る負債又は退職給付引当金は、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号）に基づき、適切に負債の部（退職給付に係る資産又は前払年金費用となる場合は資産の部）に計上されているか。
- ・ 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式、その他の Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の額は、適切に調整項目に参入されているか。

(ii) 国内基準適用金融機関

イ. コア資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第 28 条又は第 40 条の定めに従って算出されているか。

ロ. 調整後少数株主持分の額及び調整項目の額は、告示第 29 条又は第 41 条の定めに従って算出されているか。

ハ. 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。

- ・ 「普通株式」は、告示第 28 条第 3 項又は第 40 条第 3 項に掲げる要件の全てを満たしているか。
- ・ 「強制転換条項付優先株式」は、告示第 28 条第 4 項又は第 40 条第 4 項に掲げる要件の全てを満たしているか。

- ・ 純資産の部に計上される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。
- ・ 退職給付に係る負債又は退職給付引当金は、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に基づき、適切に負債の部（退職給付に係る資産又は前払年金費用となる場合は資産の部）に計上されているか。
- ・ 「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額」は、適切に調整項目に算入されているか。

④【信用リスク・アセットの額】

- (i) 信用リスク・アセットの額は、国際統一基準適用金融機関にあつては告示第10条又は第21条、国内基準適用金融機関にあつては告示第33条又は第44条の定めに従って算出されているか。
- (ii) 告示第1条第10号で定義する標準的手法採用行に該当する場合は、「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト 別紙 標準的手法の検証項目リスト」の各項目に着目する。
- (iii) 告示第1条第3号で定義する内部格付手法採用行に該当する場合は、「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト 別紙 内部格付手法の検証項目リスト」の各項目に着目する。
- (iv) 信用リスク削減の枠組みにおいて、規制裁定行為が行われていないか。例えば、信用保証に係るプレミアムや手数料の支払い及びその他の直接・間接に支払われる費用が、移転される信用リスク量と比較して著しく高い取引により、実質的なリスク移転を伴わないまま、短期的に望ましい所要自己資本計算上の取扱いを享受する一方で、長期間に亘り損失を先送りしていないか。

⑤【マーケット・リスク相当額の合計額】

- (i) マーケット・リスク相当額の合計額は、国際統一基準適用金融機関にあつては告示第11条又は第22条、国内基準適用金融機関にあつては告示第34条又は第45条の定めに従って算出されているか。
- (ii) 告示第1条第12号の2で定義する内部モデル方式採用行に該当する場合は、「市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト III. 4. 市場リスク計測手法」の各項目に着目する。

⑥【オペレーショナル・リスク相当額の合計額】

- (i) オペレーショナル・リスク相当額の合計額は、国際統一基準適用金融機関にあつては告示第12条又は第23条、国内基準適用金融機関にあつては告示第35条又は第46条の定めに従って算出されているか。

- (ii) 告示第305条に定める粗利益配分手法を用いている場合は、告示第308条に定める基準を継続して充足しているか。
- (iii) 告示第1条第13号で定義する先進的計測手法採用行に該当する場合は、告示第311条に定めるリスク相当額を算出しているか。また、告示第315条に定める基準を継続して充足しているか。

⑦【所要自己資本の下限】

告示第1条第3号で定義する内部格付手法採用行又は同条第13号で定義する先進的計測手法採用行に該当する場合は、国際統一基準適用金融機関にあつては告示第13条又は第24条、国内基準適用金融機関にあつては告示第36条又は第47条の定めに従っているか。

